



【第 52 回】 2013 年 6 月 20 日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

拙速な投資減税はバラマキの懸念

本格的な法人税改革に必要な視点とは

安倍総理は、成長戦略として秋口にも設備投資減税を決定する意向を示した。しかし、わが国経済に必要なことは、小手先の投資減税でなく、地方税も巻き込んだ法人税改革のはずで、これがアベノミクス成長戦略の一丁目一番地だ。小手先の減税では、投資家、ひいては国民の理解は得られない。

アベノミクスの第 3 の矢、成長戦略が具体的な内容に欠けているという投資家の評価を受けて、安倍総理は、秋口に向けて設備投資減税を行うことを示唆した。

しかし、十分な議論なしでの拙速な投資減税(政策減税)は、以下のような問題点があり、市場の信任を取り戻すには十分なものとはなり得ないどころか、わが国経済・財政の在り方という観点からも問題がある。

■ 法人税の企業行動に与える影響

第 1 に、現在わが国はすでに幾重にも投資減税を行っている。これに対する効果の十分な検証なくして追加的に減税を行うことは、財政資金の無駄使いに終わる可能性が高い。減税というアメで無理やり設備投資を増やせば、収益性の低い投資が行われるだけで、ますますわが国の成長力を弱めることになる。

第 2 に、わが国に必要なのは、租税特別措置による特定産業に対する税制優遇ではなく、経済空洞化や租税回避行為を防止し、海外から投資を呼び込む本格的な法人税改革(減税)だ。

法人税の企業行動に与える影響は、法定(表面)税率、平均(実効)税率、限界税率(追加的な所得に対する税率)の 3 つを分けて考える必要がある。

企業が、自国で生産するか他国で生産するかという決定に影響を及ぼすのは平均税率である。次に、一国での投資水準に影響を与えるのは、政策減税などを加味した限界税率である。最後に、多国籍企業の利益をどこに移転・留保するかという観点からは、法定税率が重要なメルクマールとなる。

わが国で今必要な政策は、他国へ投資を追いやらず自国経済の空洞化を防止し、外国からの企業を呼び込む平均税率の引き下げと、多国籍企業が低税率国に所得を移転させるプランングを防ぐための法定税率の引き下げの両方だ。

限界税率を引き下げる投資減税は、投資を行う重厚長大産業をそのターゲットとしているが、わが国の産業構造は、サービス産業へと大きな転換をしており、わが国の雇用の 8 割近くを維持しているサービス産業に利益の及ぶ平均税率の引き下げを目指すべきだ。

また、限界税率を引き下げても、外国からの投資呼び込みにはほとんど影響はないことにも留意する必要がある。

第 3 に、**予算制約がない年度途中での減税議論は、ばらまきになりがちである**という点である。

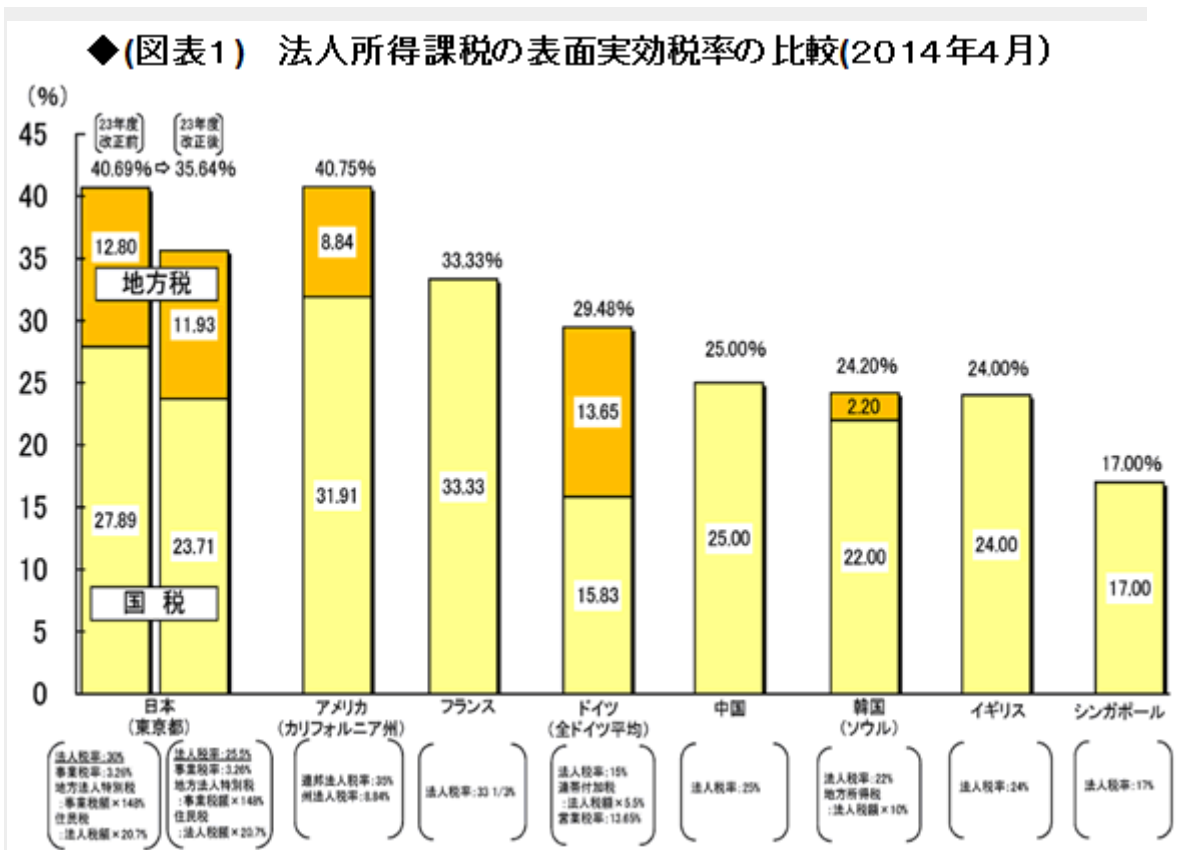
年末の予算編成は、歳入・歳出を照らし合わせて、国債発行限度額などを市場の状況などを入れ込んで決めていく。そのような予算制約のない年度途中の税制改正は、補正予算の公共事業の追加と同様、ばらまきの色彩・構造を持つ。

公共投資はIG、民間投資はIPとしてGDP統計に計上されるので、需要効果はあるが、投資の効率性は無視されているので、その波及効果(供給に与える効果)はほとんど期待できない。結局、財政悪化だけが後に残ることになる。

わが国に必要とされる法人税改革とは

では、いまわが国に必要とされる本格的な法人税改革とはどのようなものなのか。

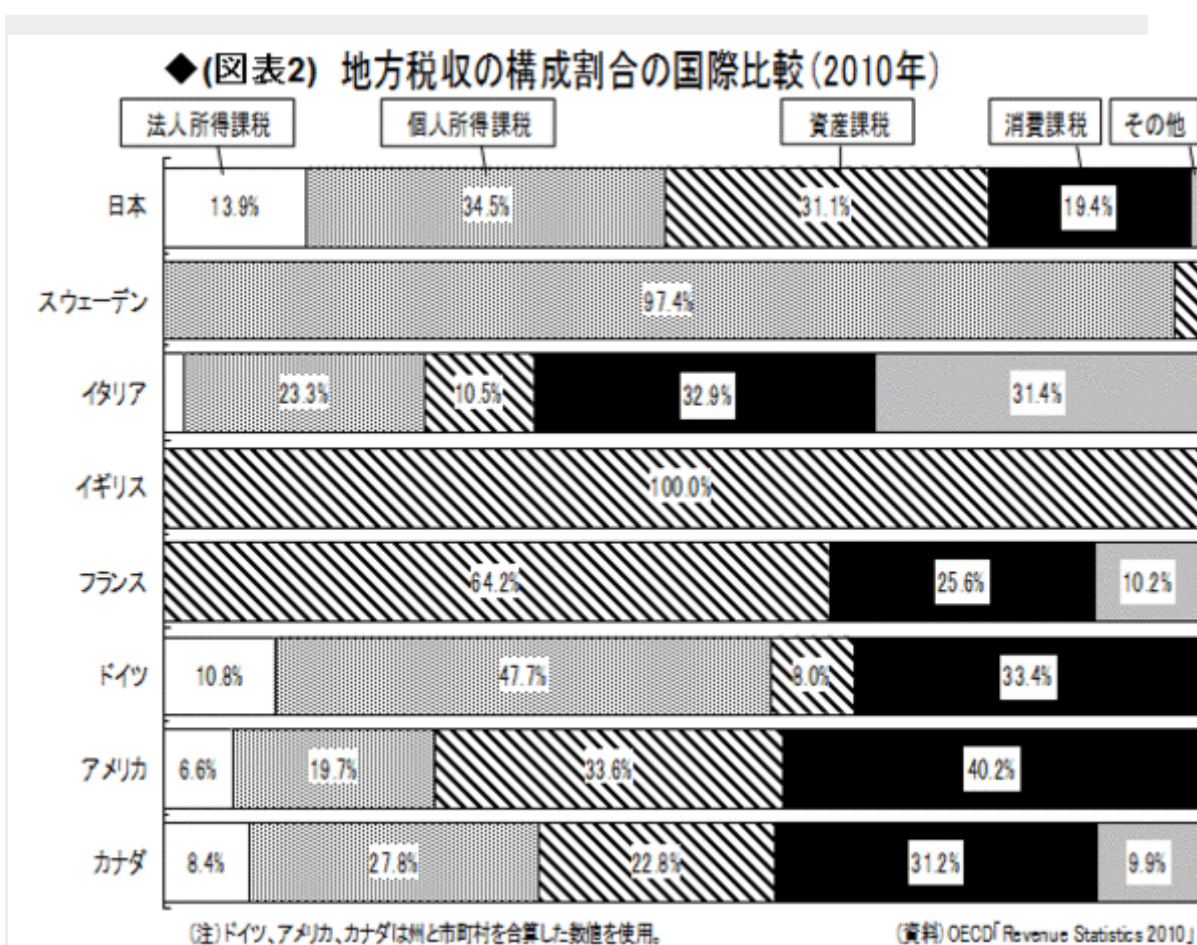
わが国の法人税率が高止まりしている要因は、図表1で明らかな通り、地方法人税(濃い黄色部分)である。国税としての法人税率は、ほぼ先進諸国並み水準になっている。



拡大画像表示

一方で地方法人税は所得にかかる税なので、企業の業績次第ということになり、
 税収が不安定なうえ、東京一局集中の状況で地方間格差の原因となっている。
 地方政府も、安定的な財源と置き換えてほしいと考えている。

先進諸国を見ても、わが国ほど地方税の中に占める法人所得課税の比率の
 高い国はない。これは、法人税は誰が負担しているか分からない税で、応益
 税(負担と受益の関係がある程度明確)である地方税にはふさわしくないとい
 う理由による。



拡大画像表示

つまり、国・地方の経済活性化のためには、法人税改革と地方税改革を同
 時に行う法人税改革が必要なのである。税率水準を他国並みに引き下げ経
 済の空洞化を防ぎ、立地の競争力を回復させ外国企業を呼び込む。同時に、

地方政府の税収を安定化させ、地域間格差の縮小を図ることを目的とする改革である。

■ 財源確保をどうするか

もう一つ重要なことは、税率を引き下げのための財源の確保をどうするかという点である。財源が容易に見当たらない中では、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という基本的な立場が必要である。課税ベースの拡大については、これから述べるようなことである。

欧州諸国では、この20年間に十数%もの法人税率の引き下げ競争がおこなわれてきたが、法人税収は伸びた。このことは「法人税パラドックス」と称され、さまざまな研究が行われている。(拙著『日本の税制 何が問題か』岩波書店参照)

パラドックスが生じた原因は、税率引き下げと同時に課税ベースの拡大を行ってきたこと、それから企業のアントレプレナーシップが発揮されたことの2つである。つまり、わが国の法人税改革も、課税ベースの拡大や成長戦略とセットで行われれば、経済成長と財政再建の2つが達成できるということを物語っている。

課税ベースの拡大に当たってまず考えるべきは、租税特別措置の整理縮小である。平成22年(2010)度改正で租税特別措置透明法が成立し、租税特別措置の運用実態調査が行われている。この成果を活用して、抜本的な整理統合を図ることが必要ではないか。

■ 租税特別措置は既得権のかたまり

しかしこれは簡単ではない。租税特別措置は、それぞれ所管の役所や業界団体と深く結び付いており、「既得権のかたまり」ともいえるものである。多くの財源は期待できないが、**税制を公平・透明で簡素なものにするという立場からは絶対に必要な見直しで、税制改革に強力な政治力が必要なゆえん**である。

また、地方税という観点からは、さまざまな特例措置で課税ベースに脱漏が生じている固定資産税の見直しが重要なポイントとなる。高級住宅地にある生産緑地への課税強化、新築住宅への固定資産税の6分の1の負担軽減措置の見直しなど、課税ベースを広げ税収を確保できる余地は極めて大きい。

最後に、国際的な租税回避に対応できるような税制改正を行うことである。多国籍企業は、表面税率が高いと、巧妙なタックスプランニングを活用して低税率国やタックスヘイブンに利益を付け替える租税回避を行いがちだ。

租税回避は、必ずしも違法・脱税とはいえないことが多く、先進国政府としても有効に阻止する手段がない。これへの対応は、OECDレベルで先進国が協力してルール作りをしていくことだが、即効性のあるルール作りには時間がかかる。何らかの規制強化とセットで法人税の表面税率を引き下げることが、租税回避防止という観点からも考えるべきだろう。

小手先の投資減税よりも、本格的な法人税改革・地方税改革を目指す。これがアベノミクスの一丁目一番地だ。追って、法人税改革の私案を披露したい。